

議事録

審議会名	令和7年度 第2回 杉戸町文化財保護審議会
開催日時	令和8年3月7日(土) 午前10時00分～12時00分
開催場所	杉戸町役場 第一庁舎 3階会議室
議事	①天満宮の槇の強剪定について ②大島有隣に関する資料について ③日光御成街道一里塚の石碑移設作業(案)について ④杉戸町指定文化財について ⑤古文書の移動について
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (公開の場合傍聴者数 1人) (非公開の場合理由)
出席者氏名	野口憲治会長・三原康之委員・田原昇委員・廣瀬良文委員・ 武田芳雅委員・中山さら委員

審議の概要
<p>1. 開会</p> <p>2. 課長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>① 天満宮の槇の強剪定について</p> <p>(1) 強剪定を行うに至った経緯</p> <p>(2) 強剪定について</p> <p>②大島有隣に関する資料について</p> <p>(1) 現状</p> <p>(2) 課題</p> <p>(3) 今後の展望</p> <p>③日光御成街道一里塚の石碑移設作業(案)について</p> <p>(1) 現状</p> <p>(2) 課題</p> <p>(3) 今後の展望</p> <p>④町指定文化財について</p> <p>(1) 新規町指定文化財について</p> <p>i 永福寺どじょう施餓鬼</p> <p>ii 大島新田関棗</p> <p>iii 大島有隣関連文書</p> <p>⑤古文書の移動について</p> <p>4. 閉会</p>

審議内容

3. 議事

①天満宮の榎の強剪定について

(1) 強剪定を行うに至った経緯

(委員)

- ・ 榎の木は町指定文化財にはなっているか？

(事務局)

- ・ 昭和 37 年に町指定史跡名勝天然記念物に指定されている。

(委員)

- ・ 過去に剪定は行っているのか？

(事務局)

- ・ 過去に剪定はしている。

- ・ 今回で 5 回目の剪定である。

(委員)

- ・ 「譲渡」とあるが、既に杉戸町が所管しているということで間違いないか？

(事務局)

- ・ 間違いない。

(2) 強剪定について

(委員)

- ・ 剪定はどの程度行うのか？

(事務局)

- ・ 民家側に突き出した大枝に枯れが見えるため、その箇所は切断を行う。

- ・ 今後、どのように手入れをしながら保存をしていくのが課題である。

(委員)

- ・ 予算次第ではあるが、防草シートを敷いた方がいいのでは？

- ・ 盛土等の処置は可能か？

(事務局)

- ・ 敷地利用の変更も難しいため現状維持し、経過観察をする。

②大島有隣に関する資料について

(委員)

- ・ 所蔵者宅における保管状態の写真はあるのか？

(事務局)

- ・ 保管状態の写真はない。

- ・ 令和 8 年 4 月以降、所蔵者と古文書の取り扱いについて話し合っていきたい。

③日光御成街道一里塚の石碑移設作業(案)について

(委員)

- ・ 県指定史跡名勝天然記念物に指定された際の測量図は？

(事務局)

- ・ 杉戸町には残されていない。
- ・ 江戸期の御触書によると一里塚には樹木を植えることが命じられている。一般的には一里塚には榎が採用されていた。日光御成街道一里塚には松が植えられていたという伝承があり、それにあやかり平成3年には松が植樹された。
- ・ そのほかにも階段を設置するなど、形状の改変が行われている。

(委員)

- ・ 現在、石碑の正面は日光御成街道を向いているが、東側の緑地帯へ移設後、石碑の向きは変わってしまうのか？また案内板も移動するのか？

(事務局)

- ・ 緑地帯の敷地の制限もあり、石碑の正面は御成街道には向いていないが、石碑自体は今までより見やすくなる。
- ・ 案内板の移動は行わない。なお、案内板は令和7年度3月に修繕をした。

④町指定文化財について

(1) 新規町指定文化財について

i 永福寺どじょう施餓鬼

(委員)

- ・ 最近の施餓鬼には太鼓上演があるが、これ自体は始めから行われていたものではなく、時代の流れの中で祭礼の内容が変化し、新たに追加された儀式の一つであるように思われる。
もし、町指定文化財になった場合、祭礼が時代とともに移り変わっても問題ないのか？現況のままであればならないのか。

(事務局)

- ・ 祭礼の輪郭が時代とともに変容しても根底にある「故人を思い供養する心」が地域に継承されている限り、「精神と感性」における真正性と言える。施餓鬼の真正性が損なわれない限りは、祭礼に変化があっても特に問題はないと考える。
永福寺の寺歴を記した『龍燈山傳燈紀』をひもとくと施餓鬼にまつわる伝説が記されているが、時代とともに祭礼がどのように変化していったのかなどの経緯については、今後調査が必要。

ii 大島新田関柵

(事務局)

- ・ 町民から情報提供があり、実物を確認した。
- ・ 場所は杉戸町本島である。

(委員)

- ・ 吉見町の永府門樋と橋脚箇所が似ている点がある。

- ・永府門樋も町指定文化財になっており、十分指定文化財候補にはなり得るものである。

(委員)

- ・自身もこの橋は渡ったことがある。
- ・大島新田について、地域の方はどれくらい知っているのか？

(事務局)

- ・大島新田については、杉戸町教育委員会が昭和 57 年と昭和 61 年にそれぞれ『大島新田の歴史と民俗 (第 1・2 集)』という冊子を刊行しているが、地域の方の知名度はかなり低いものと思われる。

(委員)

- ・大島新田に関する古文書はあるのか？

(事務局)

- ・個人蔵ではあるが、江戸期の絵図がある。
- ・大正期以降の大島新田に関する古文書は杉戸町教育委員会で所蔵している。
- ・いずれの古文書も調査を行う。

(委員)

- ・この調査を機に、大島新田の歴史について発信し知名度アップに繋げてほしい。

iii 大島有隣関連文書

(委員)

- ・今後の所蔵は現所蔵者のままなのか？

(事務局)

- ・所蔵についても、今後話し合う必要がある。

(委員)

- ・杉戸町では古文書の受入はどのように行っているのか？

(事務局)

- ・現在杉戸町では、地域住民と共同で文化財を管理するという考えから、古文書は「寄託」による受入を採用している。しかしながら、所蔵者の世代交代などによって連絡が取りづらくなっている事例がある。
- ・今後の古文書の受入については、方法を考えていく必要がある。
- ・大島有隣関連文書については、令和 4 年に「大島有隣肖像画」や「鳳来図絵」を確認した際に、かなり傷んでいることを確認した、
- ・所蔵者宅で今後も所有する場合は、美術品を修繕できる補助金を探していく。

(委員)

- ・今後の大島有隣に関わる文化財の取り扱いについては、埼玉県との情報交換は必要である。
- ・埼玉県で県指定文化財への動きがあるのであれば、県に協力して行くのも一つの手段と考えられる。

⑤古文書の移動について

(委員)

- ・再度、目録の取り直しは発生するのか？

(事務局)

- ・ 目録の取り直しは現在のところ考えていない。
- ・ まずは移動した古文書の全点確認を行い、重複や欠番がないかの確認を行う予定。
- ・ 中性紙封筒に入っていないものもあるため、それらの古文書については今後整理作業を行う。

以上をもって全ての議事を終了したので、会長より閉会を宣言し解散した。
上記の議決を確認するために、議事録署名人は、署名、捺印する。

令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年度第 2 回杉戸町文化財保護審議会

議事録署名人

廣瀬 良文 

議事録署名人

武田 芳雅 